

○那覇市ふるさとづくり寄附金条例

平成20年6月30日

条例第29号

改正 平成29年12月28日条例第33号

令和元年9月30日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の負担付きの寄附を除く。以下同じ。)を募ることにより、那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)第2条第2号の基本構想において示すまちづくりの将来像である「なはで暮らし、働き、育てよう!笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」の実現に資することを目的とする。

(寄附金の指定等)

第2条 寄附者は、前条の目的を具体化するため、自らの寄附金を、同条の基本構想において示すめざすまちの姿の実現に資する事業の財源としてあらかじめ指定することができる。

2 前項の規定により指定することができる事業は、次の表の左欄に掲げるめざすまちの姿の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。

めざすまちの姿	事業
多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA	保健、福祉又は医療に関する事業
次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA	子ども、教育又は文化に関する事業
ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA	産業、観光又は情報に関する事業
自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA	環境又は都市基盤に関する事業

3 第1項の規定による指定がない寄附金については、市長が前項の事業の中から指定を行うものとする。

(基金の設置)

第3条 寄附金を前条第2項の事業の財源に充てるため、那覇市ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第3条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(寄附者への配慮)

第9条 市長は、基金の運用及び処分に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎会計年度、寄附金の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月8日から施行する。

(寄附金の指定等の特例)

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間、寄附者は、第2条第2項に定めるもののほか、那覇市市制100周年記念事業について、同条第1項の規定による指定をすることができる。この場合においては、第4条の規定は、適用しない。

付 則(平成29年12月28日条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第31号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。